

障第54号
令和4年4月1日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部長

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例について

このことについて、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）が一部改
正されたことに伴い、関係条例の一部を下記のとおり改正しましたので、通知します。

記

1 関係条例

- (1) 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平
成24年岐阜県条例第82号）
- (2) 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県
条例第90号）

2 改正の概要

- (1) 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平
成24年岐阜県条例第82号）の一部改正
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の一部改正に伴い、条
ずれの処理を行った。
- (2) 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県
条例第90号）の一部改正
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の一部改正に伴い、条
ずれの処理を行った。

3 施行期日

令和4年4月1日

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係			
係長	若原	担当	信田
TEL	058-272-1111 内線 2686		
FAX	058-278-2643		